

令和6年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第6号）

令和6年9月27日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 議員派遣の件
- 第 6 事務報告
- 第 7 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 議員派遣の件
- 日程第 6 事務報告
- 日程第 7 閉 会

出席議員（20名）

1 番	常世田 正 樹	2 番	伊 藤 春 美
3 番	菅 谷 道 晴	4 番	戸 村 ひとみ
5 番	伊 場 哲 也	6 番	崎 山 華 英
7 番	永 井 孝 佳	8 番	井 田 孝
9 番	島 田 恒	10 番	片 桐 文 夫
11 番	遠 藤 保 明	12 番	林 晴 道
13 番	宮 内 保	14 番	飯 嶋 正 利

15番 宮澤芳雄

17番 向後悦世

19番 木内欽市

16番 伊藤房代

18番 景山岩三郎

20番 松木源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 米本弥一郎

教育長 向後依明

行政改革推進課長 椎名実

企画政策課長 柴栄男

税務課長 榎澤茂

環境課長 高根浩司

健康づくり課長 飯島正寛

子育て支援課長 八馬祥子

商工観光課長 大八木利武

建設課長 齊藤孝一

会計管理者 小澤隆

上下水道課長 多田一徳

生涯学習課長 江波戸政和

監査委員局長 杉本芳正

副市長 飯島茂

秘書広報課長 寺嶋和志

総務課長 山崎剛成

財政課長 池田勝紀

市民生活課長 齋藤邦博

保険年金課長 高根久

社会福祉課長 向後利胤

高齢者福祉課長 椎名隆

農水産課長 伊藤弘行

都市整備課長 飯島和則

消防長 常世田昌也

教育総務課長 向後稔

スポーツ振興課長 金杉高春

農業委員会事務局 戸葉正和

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和

事務局次長 黒柳雅弘

開議 午前 10 時 0 分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（飯嶋正利） 議案第1号から議案第16号までの16議案を一括議題といたします。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果は、配付のとおりでございます。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより、決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 片桐文夫 登壇）

○決算審査特別委員長（片桐文夫） おはようございます。閉会日、お疲れさまでございます。

それでは、決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、議案第3号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第4号、令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第5号、

令和５年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第７号、令和５年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第８号、令和５年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての８議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る９月１３日、１７日及び１８日のそれぞれ午前１０時より議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第１号について申し上げます。

旭市民が、ふるさと納税をしたことにより減った市民税の額はとの質疑では、市民税分として、税額控除があった分は、９,３５７万７,０００円、税収は減るが、交付税措置される分と旭市に寄附していただいた分の差引きで、約８,３００万円がプラスになっているとの答弁がありました。

２点目として、不動産売払収入と物品売払収入の内訳はとの質疑では、土地売払収入は、神西住宅跡地の売却と法定外公共物の売却が８件、物品売払収入は、老朽化により取替えが必要となる公用車の売却が１０件あったとの答弁がありました。

３点目として、成田空港活用協議会負担金について、どのような目的で負担金を払っているのか、また、令和５年度の活動実績はとの質疑では、成田空港活用協議会は、空港を活用して経済の活性化を図る目的で平成２５年度に立ち上げられ、県内自治体や民間事業所で構成され、現在１４６者が会員となっている。令和５年度の活動実績は、空港内での企業や自治体の物品の販売、協議会での視察を行ったとの答弁がありました。

４点目として、子育て世代包括支援事業の利用件数は。また、産後の啓発のタイミングはとの質疑では、宿泊型は、利用者数が延べ７名、利用日数が２１日、通所型は延べ７名、利用日数が７日。また、啓発のタイミングは、妊娠届出時や赤ちゃん訪問時、病院で直接啓発を行っているとの答弁がありました。

５点目として、旭市特産品開発事業について、補助金の使途と内容及び補助金を給付した商品の内容を伺うとの質疑では、市の新しい魅力を発信するための特産品の開発や改良を行う事業費の一部を支援するもので、補助率は、対象経費の２分の１以内、限度額は５０万円。令和５年度の実績として、ミニトマトを使用したジャムの商品開発が１件あったとの答弁がありました。

6 点目として、消防団活動費の消防団補助金の内容と昨年の決算額と比較し、倍増している理由はとの質疑では、施設管理や操法大会出場チームへの補助、出初式や歳末警戒についての補助がある。補助額が倍増した理由は、令和 4 年度に中止していた大会が、令和 5 年度に再開したことによるとの答弁がありました。

7 点目として、学校給食の市内産と県内産の割合は、また、少なくとも、県内産を使おうといったことを令和 5 年度に図ったかとの質疑では、割合は、市内産が 9 %で、千葉県産が 36%。給食センターでは、野菜など産地を特定できるものは、旭市産を第一に、地産地消に努めているとの答弁がありました。

8 点目として、スポーツ施設管理運営費について、指定管理者制度になり、12の施設の利用者数はどのように変わったのか、また、指定管理者が一定の利益を出した場合に、市に還元するとなっているが、還元はされたのかとの質疑では、利用者は令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、3 万1,703人増えている。また、利益を出した場合の還元方法は、令和 5 年度は目標の利益を出していないため、市への還元はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第 6 号について申し上げます。

旭地域の水道方式を、圧送式から自然流下方式にすべきと考えるが、市の見解は。また、配管の耐震化率は 8 %程度と聞いているが、今後の計画はとの質疑では、水道事業の方向性については、水道ビジョンの計画を基に進めていく。旭地域の配水場については、干潟、海上、飯岡地域の自然流下面積を広げて、旭地域の圧送の面積を縮小していく方向で進めていく。

また、配管の耐震化の計画は、重要給水管路のほうを優先的に更新しており、各配水場から直接出ている基幹管路も更新していく計画で、今年度は、旭地域と飯岡地域の基幹管路の更新を予定しているとの答弁がありました。

次に、議案第 7 号について申し上げます。

公共下水道の水洗化率は、74.8%とのことだが、公共下水道区域を拡大しない中で施設を維持できるのか、また、施設を持て余すことはないのかとの質疑では、公共下水道の全体計画区域は1,010ヘクタールから230ヘクタールへ縮小した。現在、供用を開始している202ヘクタールに対しての施設の維持管理を適切に行っていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第 1 号は賛成多数で認定することに決し、議案第 2 号から第 5 号の 4 議案は全員賛成で認定することに決し、議案第 6 号、議案第 7 号は賛成多数で、議案第 8 号は全員賛成で

原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年9月27日、決算審査特別委員会委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

議案第1号について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松本源太郎議員、ご登壇願います。

（20番 松本源太郎 登壇）

○20番（松本源太郎） 日本共産党の松本源太郎です。

2024年、令和6年旭市議会第3回定例会に当たり、令和5年度旭市一般会計決算の認定に反対の討論をいたします。

米本市長は、令和5年3月定例会で、「令和5年度の予算編成に当たっては、『チーム旭』によるまちづくりを一層推進し、第2期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標を実現する関連諸施策を着実に実施するとともに、今後のコロナ禍からの回復も見据えながら、本市のさらなる発展を目指して、一般会計の予算額を305億円としたものであります。」と発言されました。

令和4年の施政方針に比べて、5年度にはやるべき事業の内容がわかる施政方針でした。さて、旭市は、福祉政策、産業政策、環境政策、教育など、政策面で近隣の市町より進んだ面もありますが、農業就業者への待遇、給食費の負担など、さらに市民の負担軽減と充実に努力していただきたい事業が多々あります。

岸田自公政権は、岸田首相の退陣により、総裁選挙の真っ最中ですが、令和5年度の予算

段階では、第1に大軍拡予算の初年度、第2に、暮らしの予算の削減で物価高騰でコロナ禍で苦しむ国民の暮らし、営業を守るのにまったく遠い予算、第3に「子育て予算倍増」などは看板倒れで、国民に負担をかける国の予算でした。

国は、物価対策だと言って「給付金」を次々と自治体に送り、305億円の一般会計が320億円にも膨れました。物価高騰対策だといって非課税世帯に3万円の支給で1億9,000万円、追加分といって1世帯7万円の物価高騰対策給付金で4億4,000万円。物価高騰に直面する低所得世帯に、1世帯10万円、児童1人当たり5万円、1億5,000万円。合計7億8,000万円が、旭市で国民に直接現金を配る政治の一連でありました。

決算審査で、質疑をした事項を中心に決算を認定すべきかの判断となる事項について、以下のとおり検討いたしました。

1、生涯活躍のまち形成事業。年間18万人余が利用すると市は言っていますが、2階のおひさまテラスにカウンターがあつて、それで数えた人数であります。

年間、市の一般財源が1億2,000万円かかりますから、30年で36億円かかります。「人口減少と少子化、高齢化の歯止めをかける旭中央病院を核とした継続可能な多世代交流施設をつくることで、各世代の流入や定着、仕事づくりなどを実現し、市全体の活性化を図った」と市は言っていますが、本当でしょうか。大変疑問であります。

2番目、電子自治体推進事業、タブレット端末及びペーパーレス会議システムを導入し、市議会や庁内会議でペーパーレス化の運用を実施した。2,700万円かかっていますが、議案も説明資料もなしで、タブレットという電子機器の中に入っています。

議案などは審議されるときに公開されるものです。議員と市の職員や市長が知っていればいいものではありません。公開とは、内容を誰もが見ることができるようにすることです。新聞社やテレビ、ラジオ局、市民が見たいといったらプリントして渡せるでしょうか。決議された議案や予算書や決算書は、いつでも公開しなければなりません。どのように公開するのですか。これら問題を決めないで、ペーパーレス化を急いだのではありませんか。いつでも公開できるようにするにはどうするか、早急に実現していただきたいですね。

3番目、12の社会体育施設を指定管理者制度で、管理運営を「民間」に任せることにしました。市教育委員会の社会体育に関する施策はどこへ行ってしまったのか。年間の利用者が増えたとの報告がありましたが、どのような企画で、どのような指導を行われているか。詳細の報告が必要であります。

暑いときにクーラーをつけてといってもつけてくれないとか、施設が壊れていてもすぐ直

っていないとか、施設の管理の面では、民間の指導者がいいとは言えないようであります。利用者からの苦情を聞いています。指定管理はやめるべきであります。

4番目、新規就農総合支援事業は、もっと充実が必要です。本当に農業従事者の拡大が必要なら、国の制度と市の制度の同時支援とか、市独自を中心とするならば、額の検討や支援内容の拡充をする必要があります。

5番目、畜産環境フレッシュ事業、臭気測定器の購入などで、臭気の把握について、計測できるようになったと思いますが、飼料添加物だけでなく、施設についての対策などをもっと研究して、現在の被害者が納得する対策を、これからは、畜産の臭気を軽視したら市政に大きく響くことになります。

6番目、市立干潟保育所を無償で民間に譲渡したことについては、大変遺憾であります。

7番目、防災行政無線の改修も戸別受信機が不十分であり、改修が必要であります。

8、広報の方法について、2万7,000世帯の4割の方に、月2回の広報が届いていません。どのような方法で全ての家庭に広報を届けるか、調査研究したことはありますか。昨年のこの討論でも私は述べました。今の時代はとても大切です。私が、昨年の決算議会の討論で提起した問題を検討しましたか。全ての家庭に市の広報をいかに届けるか、早急に検討すべきであります。現在、新聞折り込みでは半分の世帯にしか配布できません。ぜひ、広報の配布問題を市の大きな課題として、つかんでいただきたいと思います。

このように、市民の立場で市政を見てみると、いかに現在の旭市政が、住民の目から見て十分に市民に役立っていないかということが分かるのであります。これらの問題を解決し、住民の立場に立った行政を進める必要があります。

以上の理由により、令和5年度旭市一般会計決算の認定に反対いたします。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第1号について、通告による討論は終わりました。

続いて、議案第2号から議案第5号までについて討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

続いて、議案第6号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

戸村ひとみ議員、ご登壇願います。

（4番 戸村ひとみ 登壇）

○4番（戸村ひとみ） それでは、令和5年度旭市水道事業会計に反対の立場で討論いたします。

まず、今年元旦に大地震に見舞われ、甚大な被害を被った能登を、今度は天の恵みである

はずの雨が、再び大被害をもたらしています。能登で被災された方々に、心からのお見舞いを申し上げますとともに、早急な復旧、復興を心より祈念いたします。

それでは、反対討論に入ります。

反対理由、2点ございます。

1点目、旭市の水道ビジョンが遅々として進まないことです。これは、監査の意見書、監査委員の方からのご指摘もございまして、毎年同じようなご指摘があるんですが、読み上げます。

「概ね健全な構造が維持されており、経営分析からも、本市の水道事業は概ね安定した経営状況にあるといえる。」しかしながら、この後ですね、「今後の事業運営については、給水人口の減少や節水意識の向上等により、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となる状況が差し迫っていることに注視しながら、安定した収益確保と効率的な経営に努められたい。

また、管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」これは、ほぼ毎年同じようなご指摘と要望がございまして。皆様、昨日起こった広島市の道路陥没のニュースを聞かれていると思うんですが、町なかで東西四十何メートル、南北でしたか、東西で十何メートルの大規模な陥没がございました。建物が傾いたりして、五十何名の方が避難するという。そして、当然のことながら水が使えませんでしたので、給水車が出ているという、そういう状況のニュースがございました。

これは、何が原因かということは今調査中ということなんですが、大体のところ、その道路の下で雨水を流す、雨水管の掘削工事が行われていたその最中に、水が管の中に流れ出す異常出水というものがあったようです。その後に道路が陥没したということで、まだ詳細な調査結果は出ていないようですが、ただいずれにせよ、水道管、これが関連した事故であることは確かでございます。

そういった意味では、こういった事故が全国各地、どこに起こってもおかしくないといったような、そのコメントがございましたが、私もそのことに対して非常に危機感を持っております。

先ほど、読み上げました監査委員のご指摘、こちらのほうで、旭市の水道ビジョン、これを早急に進めなければいけないところを遅々として進んでいない、そういったところを1点

目の反対理由といたします。

2点目です。旭市のまちづくりの方針が整合性を持っていないということです。

水道は文化です。人は生きていくのに水が必要です。そのために人間は、川や湖などの安定した水の近くに住んで生活をしてきました。しかし、人が集まり、都市ができると、大量の水が必要になり、近くの川や湖から水を引くようになったのが水道のはじまりです、皆様ご存じだと思いますが。

紀元前から水道があったことを、私たちは歴史で学んでおります。紀元前28世紀ごろから、エジプト王朝で給水用として、銅の管が使用されていました。また、紀元前18世紀ごろの古代バビロニア王朝で、王の墓の地下排水に土管が使用され、古代中国でも、山中の泉の水を竹の管を使って送水していました。

このようにして、昔から、水を送水する方法として、水道管を使ってきたのです。本格的な水道は、紀元前312年の古代ローマ、このアッピア水道です。歴史で習いましたね。紀元前312年から3世紀にかけて建築されたローマ水道は、古代の土木建設で、最も偉大な業績の一つであり、古代ローマ滅亡後、1,000年以上もこれに匹敵するものはつくられていません。現代においても、この古代の水道は多くの都市で実用され、2,000年以上も水を供給し続けています。

水道は、文化です。旭市のまちづくりには、この水道は文化という概念が欠落していると思います。旭市では今、移住促進というミッションを負った地域おこし協力隊が、一人でも多くの人に旭に引っ越してきてほしいと、頑張っております。

ところが、移住してこようと土地、あるいは家屋を探している人が当たる壁があります。県道、国道に面している土地を、購入して水道を引こうとすると、100万円以上がかかるという壁です。決算特別委員会における答弁もまったく同じ、100万円以上かかります。さらには、300万円かかった例も紹介されました。

移住を勧める前に、最低限のインフラ整備が必要だと考えます。水道は、最低限の文化です。そういった意味では、まちづくり方針に整合性がまったくありません。

この2点が、私の反対理由ですが、それよりも大前提として、大問題を指摘させていただきます。

これは、以前予算の反対討論のときも指摘させていただきましたが、まちづくりの観点から、今後の方針を委員会で質疑したときに、答える立場の人が、決算特別委員会、予算のときもそうでしたが、決算特別委員会には、在籍していません。

こちらは、旭市は、部もありませんから、各課長のみの出席です。各課長からの答弁しかございません。委員会に出席される副市長、もちろんのこと、私は市長がご自分で立てられた予算ですから、予算のときももちろん、決算ときも出席されるのが当然だと思いますが、副市長が、委員会の冒頭、挨拶だけ述べられて退席されます。

副市長は、挨拶の最後に必ず、全議案に賛成をよろしくお願いいたしますと言いつつ退席されますが、決算特別委員に、本当に心から賛成を求めるのであれば、市長が組み立てた予算、それを市民の血税を基に、市民サービスとして還元したこの決算、これを胸を張って答弁する。市長が出席できないのであれば、副市長が市長の代わりに、これを、どんなことを聞かれても胸張って、旭のまちづくりはこうなんだということを答弁される。これが私は筋だと思います。それがあってこそ、委員に、皆さんの賛成をお願いしますと言えるのではないのでしょうか。

まちづくりに対する意気込み、そして市民から集めた血税、これに対する意識が本当に欠落している。そのことをご指摘申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（飯嶋正利） 続いて、常世田正樹議員、ご登壇願います。

（1 番 常世田正樹 登壇）

○1 番（常世田正樹） 議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

前者もおっしゃってございましたけれども、令和5年度旭市決算・基金運用状況及び財政健全化審査意見書からの抜粋ですが、「管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」とございます。もっともなことだと思います。

私は、令和6年第1回定例会の一般質問において、防災力の強化、旭市耐震改修促進計画について、質問をさせていただきました。配水管や配水本管のような水供給に与える影響が大きい基幹管路のうち、耐震適合性のある管路の割合は、全国平均では41.2%です。

一方、旭市の令和4年度の耐震適合率は8%。令和5年度は9.7%と、布設替えが着実に推進されているのですが、数字だけを比較してしまうと、全国より大分低いという印象を受けます。

他の地域と比べて、水道の創設年数が遅かった本市では、これまで耐用年数を経過した基幹管路が少なく、更新が進んでいなかったことが影響しております。旭地域及び飯岡地域の

基幹管路の耐震化への布設替え工事は、令和13年度に完了予定です。海上及び干潟地域は、令和13年度から着工する予定です。

旭市で現在、基幹管路の布設替えに使用している水道管は、東日本大震災規模の地震でも被害を受けないような耐震管です。旭市水道事業ビジョンや旭市水道耐震化計画に基づき、今後も確実に布設替え工事が行われ、強靱なまちづくりが推進されていくことを期待しております。

しかしながら、東日本大震災レベルの巨大地震が、今の状況で発生した場合、日本水道協会による被害推定式を用いて試算しますと、市内で広範囲にわたり断水が発生することが見込まれております。

この最大級の被害に対し、想定される7班体制で復旧に当たった場合、初動準備に3日間、基幹管路の復旧に0.6日、重要給水管路に31.1日、そのほかの管路に308日、合計342.7日と推計されております。

他県や全国から、大きな、巨大地震が起こる前に、水道工事の業者をかき集めて急ピッチで布設替え工事を進めればよいというご意見も市民の方からたくさんいただいておりますが、全国的に水道工事の業者が不足しているために、現実的には不可能なことであります。

では、旭市はどうすればよいのか。水道の基幹管路の耐震化への布設替え工事が終了するのには、まだまだ時間がかかります。本市が今、力を入れるべきことは、巨大地震が起きた際に、被害を防ぐ、または軽減させるための様々な防災・減災対策をしっかりと行うこと。長期にわたる断水が生じた際の、市民への安定した水の供給体制の構築を行うことであると考えます。

旭市は、東日本大震災において、甚大な被害を受けたことを教訓とし、県内でもトップレベルの様々な防災・減災対策を行ってきております。公共施設や橋梁の耐震化、水と食料の備蓄、被災が長期化した場合に備えて、様々な企業や団体との災害時の供給協定を締結しております。

地震発生時に、通行を確保すべき道路、緊急輸送道路等でございますが、それらが破損し通行不能となった場合には、速やかな道路啓開を行えるように、旭市建設業災害対策協力会と災害協定を締結しております。公共施設の耐震化と定期的な耐震検査も、しっかりと行われ、災害時における復旧プロセス、避難所の受入れ体制等についても、綿密に何度も考えられております。

巨大地震に対する、米本市長の心構えと覚悟について、一般質問において答弁をいただき

ました。市民の生命と財産を守ることは、行政の最大の使命である。上下水道や橋梁などの耐震化を計画的にしっかりと進めていかなければならないと決意している。東日本大震災や能登半島地震を教訓に、自助、共助、公助の体制構築に努めながら、防災力の強化に取り組んでいく。とても力強い答弁でありました。

以上のことから、限られた財源を的確に配分し、未来ある子どもたち、今頑張っている子育て世代をはじめとした全ての市民の方が、住んでよかったと思えるまちづくりを推進している市長の下、職員の皆さんが真摯に予算編成をし、市民の安全・安心を確保するために執行してきた結果が反映されている決算であります。議員各位のご理解並びにご賛同を請う次第であります。

○議長（飯嶋正利） 続いて、松木源太郎議員、ご登壇願います。

（２０番 松木源太郎 登壇）

○２０番（松木源太郎） 私は、議案第６号、令和５年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対の討論をさせていただきます。

なぜ今回、反対ということを決めたかといいますと、先ほど戸村議員がおっしゃったように、ここ何年かの監査委員の結びのところに、必ず出てくるのがこういう文章なんです。

「管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」これは、令和５年度版の言葉です。

実は、私が今回議会に出て、今度が３回目の決算になるわけですがけれども、過去２回ではこの言葉は見過ごしてしまったわけです。それで、ここにある旭市水道事業ビジョンや旭市水道耐震化計画というのは何だろうなと思って、ホームページでもって検索したらば、こういうものが今までもつくられていたわけです。

これは、私がプリントアウトしたもので、同じものを今日、議会の事務局長からいただきました。令和２年につくられています。ところが、令和４年から議員をやっている方には、これは配られていないんです。その半年前の方もそうかもしれませんけれどもね。こういう計画があったんだということを見つけたわけです。

それで、私は決算委員会のときには、何で監査委員が毎回毎回このようなことを言っているのかと思ったら、こういうものがあったと。令和３年くらいからこの問題が出てきているわけです。そうすると、令和２年につくられているわけですね。ですから、この問題を、

当然、担当課長やほかの課長方も、また、市長や副市長もこういう計画があることを知っていて、これに基づいてやっているんだということが分かった。

この目標は何かといったら、令和11年になっています。それでもって、いろんな計画がつけられているわけですよ。令和11年までにできるものは何かということが、ここに一覧表がありますけれどもね。

結局、中心的な管路は、11年までには完成するけれども、細かいところは、そこまではできないとなっている。こういうようなビジョンがありながら、私も担当課長にいろいろ聞きました。どういうことを聞いたかという、旭市の、旧旭市の配水場は、加圧式です。加圧式ということは、要するに、いつも電気でもってモーターを回して、それで、加圧しておかなければいけない。どこかで火事があって通報があった場合には、当然、水を使うわけですから、そのときは自動的に、加圧が倍になるようなセットになっている。

ところが、合併前の旧旭市時代に、これが故障したことがありまして、大変長い時間水が出なかったことがあったんです。そこで、私は当時、皆さん方、議員方に相談して、これでは駄目だから、私は実は、昭和27年に世田谷区というところに住むようになったんです、東京の。今は大都市になっていますけどね。あそこがまだ田舎の時代です。

そしたらば、梅丘という住んだところから、遠くのほうに高い台が見えるんですよ。あれは何だか行ってみたら、水道塔なんです。へえ、こういうふうにして水道は水を送るんだと思ったんですよ。

そのことがありましたから、当時の水道の担当者に、加圧式というのは、いつ壊れるか分からないし、何かあった場合には、長い時間水が来なくなるので、ほかの自治体でもやっている加圧式ではない塔、水道塔方式をどこかで調べに行こうやというふうになりまして、埼玉県の春日部というところに委員会で行きました。

そしたらば、あそこもちょうど市内全部が平地ですから、水道塔を造りました。その当時、1基10億円だった、かかったそうです。そういうところを造って、それでもって安心して水が使えるようになっているわけですね。

ですから、このことを言いましたけれども、なかなかうまくいかなかったんです。私たち、最近、2年か3年前かちょっと忘れちゃったけれども、干潟でもって、故障して出なかったときがありましたね。あれだったらまだいいんですけども、本当に壊れたら駄目なんだ。ところが、旭市の今の皆さん方、執行部、市長をはじめ副市長、担当者方、全員の方々が、結局今の方式が、少し都合が悪くなって壊れてきたから、あさひ市民センターの南側にモータ

一類を移して、将来は、そうまでいろいろ開場しようという計画を立てて今やっているわけです。来年度もこの予算がつくでしょう。

しかしこれは、やっぱり同じことになるんですよ。ところが、周りの3町はどうなっているかという、ちょうど旭市はどこでも平地ですけども、3町は高いところと低いところがありますから、自然流下の部分とそれから高い部分には少し圧送でも送る部分がありますね。それで特徴的なのは、旧海上町です。海上町では、高いところにさらに上にやって、自然流下でもって、高台のところをまずやる。そして、そこからタンクで自然流下のままで今度は低いところに流す。飯岡も同じ方式。干潟はちょっと変わってくるけれども、まあ大体同じ方式。

つまり、そのとき私は、水道塔にしたかどうかというときに、率直に言いました。約60メートル高さのある干潟の工業団地があるんだから、できたんだから、あそこのところに旭市が水道塔を造って、そこから水を送れば大分いいんじゃないかと言いましたけれども、そういうのは認められませんでした。

つまり、旭市の水道にはこういう歴史があるんですよ。ですから、このビジョンを見ても、ただ今のある加圧式をそのままやっていこうというだけなんです。これを本当に考えて、これからの旭市の50年、60年という、そういうような先まで見た水道方式を、ぜひここでもって議論をしてでも、これを変更してでも変えていかなければいけない。そのことがあるので、私は賛成の手を挙げなかった。

いろんなこと、言いたいことがあるんですけども、ほかの方もやっぱりいろんなことを言ってくれたので別のことを言いますけれども、そういうことを結局、旭市の水道は、新しいところに引くには100万円、300万円とかかかって、その方はいいだろうけど、じゃあ隣に来たらまた自分でもって引かなければならない。

そういうようなことでもって、本当にまちづくりなんてできるんですか。一定の地域は、こういうところは住宅化しそうだから、そこのところにはちゃんと計画的に一定できる予算をつくって、基幹を回して、それも水道というのは、私も、水道が初めて来たときに、江ヶ崎のはずれだけでも、どうしても水道を引いてくださいとお願いに行ったんですよ。そして、私のところに引いたら、その先が行き止まりになってしまうから駄目だって最初言われました。議員やってもそういうことを言われたんですよ。

しかし、江ヶ崎地域、農村部だけでも、水道を引いてくれれば言えばみんなもっと引いてくれるからと言ったら、ではループにすればということで、東の端からずうっと、私の

家は東のはずれにありますからね、ずうっとループでもってやってきて、ああ水道ができてよかったなあと思いました。

なぜそういうことを思ったかという、まだ言いたいことがあるんですけども、畜産の汚染の問題と関わるわけです。私のところは、大変、江ヶ崎というところは、山の上から水脈が通っていますが、水がいいんです。大体ほかのところは、水がいいから水道を引いてもまだ水道につながっていないうちもありますよ。

しかし、私のところは、北側に豚舎ができました。1年しないうちにもう水が臭くなってしまった。それで、井戸野浜の妻の実家から、毎日のように水を運んでいたんです、飲み水は。そういうことをやっていたので、どうしてもお願いしますということで、私は議員で、頭を下げに行って、それで、江ヶ崎の東側に水道、やってよかったと思います。

そういうような苦勞をしている住民が、旭市の市内にいるということなんです。このことを考えないで、旭の市政を幾らやったって駄目ですよ。だから私が、一般会計でも言っているように、住民が困っていることに目を向ける。これが市政でしょう。それなのに、ただビジョンをつくって、計画をつくったと言って、このとおりやっていけばいいんだというような市政では、これから旭市は発展しません。

そういうことを考えると、ぜひこの機会に、全庁挙げて水道問題には取り組んでいただきたい。このことをお願いして反対討論いたします。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第6号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第7号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

松木源太郎議員、よろしくお願いいたします。

○20番（松木源太郎） 議案第7号、令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について討論いたします。

私が、この議案に反対の意思表示をしたかったのは、なぜかといいますと、今、旭市の中で20ヘクタールぐらいの小さなところに公共下水道は閉じ込められてしまっているわけです。もっと干潟駅のほうまで、工業団地のほうまで下水をやる予定が、結局そのまま、今のままで固定されてしまっている。

しかし、今、公共下水道の引かれているところで、合併処理浄化槽のまま、まだ使っている人がどのくらいいるかと言ったならば、統計によると、36.2%、まだいるわけです。つまり全体の家がある中の、74.8%しか下水道につながれていないんですよ。

そうしますと、どういうことになるかというと、これから約1,637戸の方々が、合併処理

浄化槽から公共下水道につながる予定があるわけです。これを、多少予算を使ってでも早く願います。

なぜ、こういうことに気がついたかといいますと、私は、実は親父の遺産でうちを建てたいと思って市内を探したんですけれども、江ヶ崎の地域で、農業集落排水事業をやっています。これは大変いい事業でして、当時議論はありました。お金をかけてもしょうがない。1世帯40万円払わなければならないといった問題がありまして、いろいろあったんですけれども、これをみんなでやろうということになって、今、本当に側溝に泥はたまらない。どぶ掃除をやったって、ただ上の蓋を取って開ける。きれいだからそのままでもいいやとこんなんです。

旧旭市では、実は、中心のところに公共下水道を置いて、それから周辺のところに出て5か所ほど、農業集落排水事業を置いて、そして、この排水問題、いわゆる污水問題を解決して、川の水、新川の水を汚くしないようにしようじゃないかと、こういう議論が加瀬五郎という市長のときに議論されました。それで、どうしても私は下水をやっていただきたいと。これは、周りの山中の方は下水はお金がかかるというでしょうけれども、しかし旭市の都市でもって、下水のないというところは本当に珍しいくらいなんですよね。そういう時代ですから、願いをしてきた。

ですから、今、私が言っていることは、この長い旭市の歴史の中で、本当に一致の決断をして、下水道が始まったわけです。下水道というのは、ご存じのように都市計画事業ですから、そのために、都市計画で取られているのは、私らはやむを得ないなと思っているんですけれども、そういうののないところでは、もらって困ると思う。

ですから、この公共下水道をどうしても、少しでも赤字の状態ではなく、市が大金をぶっ込まなくてもいいようにするためには、1,637戸と見られる方々に、少し援助して、そして合併処理浄化槽から公共下水道に変えてもらう。

私は、今度うちを建てたところは網戸というところですが、そこは実は、前の道路は公共下水道が通っていますけれども、私が求めた土地は、その地域になっていない。なっていれば、平米800円のお金を払わなければいけないんですけれども、しかしそれと同じものを払ってくだされば、すぐ前の道ですから使ってよろしいということが、実は、願います、調べたときの少し前に市でもって始まったそうですね。ですから、公共下水道がある静かないところにうちを建てられた。

そういうような経過もありまして、やはりこの1,637戸の方々が、やっぱり合併処理浄化

槽から公共下水道にぜひつなぐように、誘導するような施策を、旭の市政で取っていただきたいということをお願いしようと思って、反対して意見を言いたかったんです。

以上です。ありがとうございました。

○議長（飯嶋正利） 以上で議案第7号について通告による討論は終わりました。

続いて、議案第8号について討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第8号までの8議案について採決いたします。

採決は、電子表決システムで行います。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第6号は可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第7号は可決及び認定することに決しました。

議案第8号、令和5年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案のとおり可決及び認定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第8号は可決及び認定することに決しました。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（飯嶋正利） 日程第3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 片桐文夫 登壇）

○建設経済常任委員長（片桐文夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月19日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。審査の結果及び経過についてご報告申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案は議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第12号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

まず、議案の審査結果から申し上げます。

当委員会に付託されました3議案については、別紙報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号の主な質疑について要約して申し上げます。

協議会が設置されるとのことだが、メンバー構成と今後の予定はとの質疑では、漁業関係者、市民代表者として、区長会飯岡地域会長、一般公募、市議会代表、地元県議会議員、商工会、旭市観光物産協会飯岡支部、学識経験者、関係機関など30名程度を想定している。今後の予定は、第1回目の協議会を、10月3日に予定しており、今年度は、1月と3月に開催する予定。令和7年度以降は、旭市海業推進計画の作成や官民対話による市場調査や事業提案の聞き取りなどを行う予定との答弁がありました。

次に、議案第12号の主な質疑について要約して申し上げます。

農地利用最適化交付金の目的は、また交付額は年によって変わるのかとの質疑では、農業委員会は、農地利用の最適化が必須業務で、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進などが活動になるが、それらを積極的に推進することが目的となっている。また、交付額は国から全国の農業委員会の成績に応じて、予算の範囲内で配分されることから、金額は毎年変わってくるとの答弁がありました。

以上のとおりでありましたので、報告いたします。

令和6年9月27日、建設経済常任委員長、片桐文夫。

○議長（飯嶋正利）　ここで皆さんに申し上げます。このまま議事を進行いたしますのでご協力をお願いいたします。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、島田恒議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　島田　恒　登壇）

○文教福祉常任委員長（島田　恒）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第10号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月20日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

初めに、議案第9号について申し上げます。

古城小学校の大規模改造工事の内容は、また今後のスケジュールはとの質疑では、建築工事として、教室の床、壁、天井の改修、エレベーターや多目的トイレ等のバリアフリー化の改修、屋根と外壁の補修、また、老朽化に伴う電気・機械設備等の改修、外構工事として、プールの解体、バスロータリーや駐車場の整備、体育館については空調設備の設置も検討する。また、設計は来年5月の完了見込みで令和7年度中に工事を開始し、令和8年中に完了の予定との回答がありました。

次に、議案第13号について申し上げます。今回の国民健康保険条例一部改正の内容はとの質疑では、法の改正で、これまで使用の短期被保険者証と資格証明書の発行が、今年の12月2日以降停止することにより、法の条項が廃止され繰り上がったためとの回答がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第9号と議案第10号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決し、議案第13号と議案第16号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年9月27日、文教福祉常任委員長、島田恒。

○議長（飯嶋正利）　続いて、総務常任委員会委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　景山岩三郎　登壇）

○総務常任委員長（景山岩三郎）　総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項、議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月24日午前10時より、議会委員会室において本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について主な質疑とその答弁を申し上げます。

議案第9号について、申し上げます。公共施設等整備基金積立金8,901万円を積み立てた場合、令和6年度末の基金の残高見込みはとの質疑では、今回の8,901万円を積み立てると、基金残高は27億5,235万5,000円となるとの答弁がありました。

また、地域経済循環創造事業の内容を伺う。また、積極的に周知すべきと考えるが、今後の市民への周知方法を伺うとの質疑では、国の制度であり、産学官の連携により、地域の人材、資源、資金等を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者の初期費用を支援する事業で、対象要件は五つある。一つ目は地域資源の活用、二つ目が地域課題への対応、三つ目が地域金融機関等による融資、四つ目が新規性、五つ目がモデル性となっている。また、今後は積極的に事業のPR、アナウンス、情報発信をしていくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁の内容について申し上げます。

審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

令和6年9月27日、総務常任委員長、景山岩三郎。

○議長（飯嶋正利） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（飯嶋正利） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対して一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯嶋正利) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

討論なしと認めます。

これより議案第9号から議案第16号までの8議案について採決いたします。

議案第9号、令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長(飯嶋正利) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

(表決ボタンにより表決)

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより表決）

○議長（飯嶋正利） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議員派遣の件

○議長（飯嶋正利） 日程第 5、議員派遣の件。

議員派遣の件を議題といたします。

地方公共団体の事務に関する調査等のため、地方自治法第100条第13項及び旭市議会会議規則第166条の規定により、配付した議員派遣一覧表のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認め、よって、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに決しました。

◎日程第 6 事務報告

○議長（飯嶋正利） 日程第 6、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 山崎剛成 登壇）

○総務課長（山崎剛成） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

タブレットの事務報告の 2 ページをご覧ください。

一つ、金10万円を株式会社ビートレーディング様より 7 月30日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（飯嶋正利） 事務報告は終わりました。

◎日程第 7 閉 会

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は終了いたしました。

これにて令和 6 年旭市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 飯 嶋 正 利

副議長 遠 藤 保 明

議 員 島 田 恒

議 員 片 桐 文 夫